

飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第9号

飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例

飯塚市文化会館条例(平成18年飯塚市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第4条 文化会館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項、第7条、第8条、第10条から第12条、第24条及び第26条(第1項ただし書を除く。)中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第5条第1項及び第6条第2項中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第14条、第16条、第18条第2項、第19条第2項、第20条及び第22条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し<u>飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が必要であると認めること。</p>	<p>(管理)</p> <p>第4条 文化会館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる<u>ものとする。</u></p> <p>2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し<u>教育委員会</u>が必要であると認めること。</p>

(休館日及び休場日)

第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、会館又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第6条 会館の開館時間並びに広場及び駐車場の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 会館 午前9時から午後10時まで(午後7時以降に次条第1項の規定による会館の利用がない場合は、午前9時から午後7時までとする。)

(2) (略)

(3) 駐車場 午前0時から午後12時まで(ただし、入出庫できる時間は、前条第1項第1号及び第2号に規定する日を除いた日の午前8時から午後10時までとする。)

(休館日及び休場日)

第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に会館を休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、会館又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第6条 会館の開館時間及び広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更することができる。

(1) 会館 午前9時から午後10時まで

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第7条 文化会館(駐車場を除く。以下第17条までにおいて同じ。)の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 教育委員会は、文化会館の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第7条 文化会館(駐車場を除く。以下第17条までにおいて同じ。)の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、文化会館の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者

に対し、文化会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(特別な設備)

第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

3 前2項の設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(使用料)

に対し、文化会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(特別な設備)

第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(利用料金)

第13条 利用者は、別表第1に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第1(附属設備及び冷暖房設備に係るものは、規則)に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下第13条から第16条までにおいて同じ。)を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備若しくは冷暖房設備の使用料を納付するときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。  
(使用料の減免等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金に係る基準)

第15条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長があらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第13条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額(附属設備及び冷暖房設備に係るものは、規則で定める額)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備若しくは冷暖房設備の利用料金を納付するときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
(利用料金の減免等)

第14条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 (略)

(駐車場使用料)

第18条 駐車場の利用者は、別表第2に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 市長は、別表第3に定める使用料前払式カード(以下「プリペイドカード」という。)を発行することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(駐車場使用料の徴収)

第19条 使用料は、自動車を駐車した者が自動車を出庫するときに徴収する。ただし、前条第2項のプリペイドカードについては、発行までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を他の方法により徴収することができ

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 (略)

る。

(駐車場使用料の減免等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金に係る基準)

第21条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

(駐車場使用料の不還付)

第22条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(駐車場使用料の不徴収)

第23条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車(駐車の拒否)

第24条 教育委員会は、駐車場において次の各号のいずれかに該当

すると認める場合は、駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造又は設備上、自動車を駐車させることができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第25条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設その他の物件及び駐車中の自動車を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車場の休止)

第26条 教育委員会は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。ただし、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければなら

ない。

2 前項の場合において、教育委員会は、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

(損害賠償)

第27条 文化会館の施設又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場内における盗難若しくは破損又は車両相互の接触若しくは衝突によって生じた損害及び天災その他の不可抗力によって生じた損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第28条 (略)

別表第1(第13条関係)

(損害賠償の義務)

第17条 文化会館の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の特例)

第18条 駐車場の管理については、飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)の定めるところによる。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。(第6条、第7条、第9条及び第10条を除く。)

(委任)

第19条 (略)

別表(第13条関係)



(単位：円)

時間区分 利用区分	基本使用料					
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	18時 から 22時 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 22時 まで	9時 から 22時 まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 広場使用料

	種目	単位	期間又は時 間	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)
- 4 利用者が営利宣伝の目的で利用する場合は、この表による基本使用料の10割増しとする。ただし、入場料の最高額が1,000円以上徴収する大ホール、中ホール又は展示ホールの利用をする場合には適用しない。
- 5 利用者が物品販売をする場合は、使用料とは別に、加算使用料として、5,500円を徴収するものとする。
- 6 大ホール、中ホール又は展示ホールを利用する場合で、自

(単位：円)

時間区分 利用区分	基本利用料金					
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	18時 から 22時 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 22時 まで	9時 から 22時 まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 広場利用料金

	種目	単位	期間又は時 間	利用料金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)
- 4 利用者が営利宣伝の目的で利用する場合は、この表による基本利用料金の10割増しとする。ただし、入場料の最高額が1,000円以上徴収する大ホール、中ホール又は展示ホールの利用をする場合には適用しない。
- 5 大ホール、中ホール又は展示ホールを利用する場合で、自

らリハーサル、練習その他の準備のために利用するときの使用料は、この表の基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

7 この表の時間区分にない時間の使用料は、その利用区分にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前項の規定を適用する場合においては、利用時間の超過の許可を受けた場合を除き、適用しない。

時間の区分	超過 <u>使用料</u> の額
8時から9時まで 12時から13時まで	<u>使用料</u> の表の9時から12時までの欄に定める基本 <u>使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額
17時から18時まで	<u>使用料</u> の表の13時から17時までの欄に定める基本 <u>使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額
22時から23時まで	<u>使用料</u> の表の18時から22時までの欄に定める基本 <u>使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額

別表第2(第18条関係)

駐車場使用料

名称	時間区 分	使用料区分	使用料(1台につ き)

らリハーサル、練習その他の準備のために利用するときの利用料金は、この表の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額とする。

6 この表の時間区分にない時間の利用料金は、その利用区分にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前項の規定を適用する場合においては、利用時間の超過の許可を受けた場合を除き、適用しない。

時間の区分	超過 <u>利用料金</u> の額
8時から9時まで 12時から13時まで	<u>利用料金</u> の表の9時から12時までの欄に定める基本 <u>利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額
17時から18時まで	<u>利用料金</u> の表の13時から17時までの欄に定める基本 <u>利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額
22時から23時まで	<u>利用料金</u> の表の18時から22時までの欄に定める基本 <u>利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額

飯塚市 文化会 館駐車 場	入出庫 時間内	時間制 料金	基本料 金	1時間 以内	200円
				1時間 を超え 4時間 以内	310円
		割増料 金	4時間 を超え 30分ご とに	100円	
		上限料金		1日につき1,200円以内で 規則で定める額	
	入出庫 時間外	1時間ごとに			100円

備考

- 1 上記の料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 割増料金の算定の場合においては、30分未満の端数があるときは、その端数は30分として計算する。
- 3 この表において1日とは、第6条第1項第3号に規定する入出庫時間の間における連続する利用をいう。

別表第3(第19条関係)

使用料前払式カード(プリペイドカード)

種類	料金
1,100円券	1,000円
3,300円券	3,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に次項の規定による改正前の飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)第6条第3項の規定により発行された料金前払式カードについては、この条例の施行後においても、なお使用することができる。

(飯塚市営駐車場条例の一部改正)

- 3 飯塚市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

別表第1飯塚文化会館駐車場の項を削る。

別表第2飯塚文化会館駐車場の部を削る。

別表第3飯塚文化会館駐車場の部を削る。